

## 令和5年6月清須市議会定例会会議録

令和5年6月9日、令和5年6月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部 長	加藤 久 喜
建設部 長	長谷川 久 高
会計管理者	三輪 好 邦
教育部 長	石黒 直 人
監査委員事務局 長	吉田 敬
総務部次長兼総務課 長	楢本 雄 介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課 長	辻 清 岳
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村 和 浩
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	吉野 厚 之
健康福祉部次長兼健康推進課 長	古川 伊都子
建設部 参事	猿渡 一 樹
人事秘書課 長	岡田 善 紀
企画政策課 長	林 智 雄
企業誘致課 長	沢田 茂
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	藏城 浩 司
保険年金課 長	浅野 英 樹
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村 辰 之
清洲市民サービスセンター所 長	石田 讓
春日市民サービスセンター所 長	佐藤 嘉 起
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	寺社下 葉 子
土木課 長	村瀬 巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 10名 )

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年6月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で9名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 16番議員 (高橋 哲生君) 登壇 >

16番議員 (高橋 哲生君)

16番、新世代、高橋哲生でございます。

議長にお許しをいただきましたので、私からは、通告に従い、3点にわたり質問をさせていただきます。

まず、はじめに、議会録画配信スタートであります。

いよいよ、今議会から録画配信がスタートしております。愛知県内38市の中でも唯一立ち遅れていた議会配信であります。市民の皆様からの早期の実現を望む叱咤激励を受けながら、また陳情、あるいは署名活動等もある中、長年にわたる議会での議論を経て、このたびようやくスタートできたことに大きな喜びを感じながら、今後の開かれた議会への展望に意を強くするものであります。ここに御協力いただいた皆様方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、行政の長である永田市長にお尋ねをいたします。

開かれた議会への第一歩となる議会配信について、永田市長はどんな期待をし、行政としてこれにどう向き合っていくのか、また、今後この配信をさらに充実させ、開かれた議会をより一層推進していくためにどんなサポートをしていくお考えがあるのか伺います。

2番、藤棚の適正な管理についてであります。

市内の公園の藤棚の管理が審美上、適切に行われていません。現在どのような方針の下、管理が行われていますか。

また、審美的な観点に立った場合、今後どのように管理していく考えを持ち合わせているのかお伺いいたします。

3番、がんに関する情報発信についてであります。

令和5年3月に国は第4期がん対策推進基本計画を策定しました。本計画は、がん患者を含めた全ての国民が、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや誰もがいつでもどこにいても様々ながんの病態に応じた安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるがん対策を推進すること、さらに、こうしたがん対策を全ての国民と共に進めていくことが重要であるという考えの下、次の全体目標を掲げております。

すなわち、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」であります。この言葉を全体目標に掲げ、その下に3本柱であるがん予防、がん医療、がんとの共生の分野別目標を定め、総合的ながん対策を推進するものであります。

本日は、がん対策3本柱の筆頭に掲げられるがん予防に関して質問をさせていただきます。

がん罹患率とがん死亡率の減少を実現するためには、科学的根拠に基づくがん予防方法の普及啓発と全ての国民が受診しやすい検診体制を構築することが何よりも求められております。そして、その役割を担っているのが国民にとって一番身近な地方公共団体、すなわち私達の清須市ということ言うまでもありません。

そこで、お尋ねいたします。

本市では、市民に対してがん予防に関してどんな知識をどのように情報発信していますか。新型コロナウイルス流行期に特に低下したがん検診率を高めていく方法を伺います。

以上、明確な御答弁をよろしくお願いたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の質問に対し、岡田人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長の岡田です。1の質問につきまして御答弁させていただきます。

今回の録画配信の開始は、市民の方々が直接議場へ傍聴に来ていただくことなく、家庭等でも議会の状況を知ることができるよい機会と受け止めております。また、行政としての配信に対する向き合い方やサポート体制につきましては、議会での議論を得た方向性を踏まえまして検討し

てまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ただいま人事秘書課長から答弁をいただきましたが、あらかじめ私、通告もしてあるんですけど、私は今回、行政の長である永田市長の声で永田市長の言葉を聞きたかったと思っております。念願の清須市議会史上初の議会配信がスタートするわけでありまして、この議会で祝いの言葉を一つでも聞きたい気持ちだったのが実際の感情でございます。また、それは市民の皆様方も聞きたいと思っていると思うんですけど。ぜひですね、私に与えられた40分という貴重な時間なんですけど、スムーズなやり取りをお願いしたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思いますけど、もう一度、永田市長にお尋ねをいたしたいと思っておりますけども、市長は、今後の開かれた議会を我々議員と一緒に構築していこうというお考えはお持ちではありませんか。そして、その事業に対してどんな協力ができる用意を持ち合わせているのか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市長（永田 純夫君）

基本的にはいいことだというふうに思っております。ただし、開かれた議会、または議会の録画配信についてはまさしく議会運営そのものでありますので、私ども執行部が議会運営について発言をするということは、私は適切ではないというふうに思っております。まさしく議会が主体性を持ってお決めになることだというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、それに係る経費については、サポートというには私は言葉は適切ではないと思っておりますけども、その開かれた議会に向けて必要な経費につきましてはしっかりと確保してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今、永田市長からお言葉をいただいたんですけど、議会と行政のそれぞれ二元制というところで

立場は異なるというお考えだとは思いますが、もちろん私もその辺はわきまえているつもりでもありますし、サポートということも、今、言わせていただいたんですけど、昨日から配信もホームページも出来上がって、ちょうど始まって皆さん見れるような形になっておりますけど、どうもですね、これも見づらいようなこともありますし、まず、始まったということを知らない方も多いため、これは市のホームページから行けるようにはなっているとしますので、市のホームページの開いたところですね、分かりやすくそこにスッと行けるような形のホームページの構成等は考えていただきたいなど。これは細かい話だと思います。それと、また、今後、議会の場の真摯な議論をやっていくように御協力をお願いしたいと思います。

議会とはですね、今ここで行政の皆様と21人の議員と、そして市民の皆様と共有してる場所のものだと私は思います。開かれた議会とは、その場に市民の皆様がたやすく参加でき、アクセスできること、そして、その場で議論していることが隠されることなく明らかに市民の皆様へ伝わること、一緒に清須市の幸せや発展についての議論を共有し、時には市民も参画し、協働し、健全な民主主義を構築することだと考えております。そういった議会を一緒になってつくっていくではありませんか。

以上です。

次の質問の答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

公園における藤棚の管理については造園業者に年間委託し、剪定や防除を行っております。藤棚の生育状況により若干異なりますが、支障枝剪定を夏季に2回、冬季に1回実施し、その他必要に応じた防除作業を実施しております。

審美上、全国の観光名所で見られるような程度の管理を実施するためには、それ相応の剪定作業や施肥、防腐処理等が必要となります。多額の維持管理費を要することとなります。本市公園内の藤棚は、主にパーゴラの日よけとしての効用と相応の景観を期待し、管理を行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

年3回管理しているが、観光名所レベルに咲かせようとする多額の費用がかかるという答弁でありました。藤の観光名所ですと、ここらでは津島の天王川公園や江南の曼陀羅寺などが思い浮かびますが、長く垂れ下がった藤はすばらしいものであります。そこまでのクオリティを追求できるのにはこしたことはありませんが、そこまでいかないまでも、せめて藤だと認識できるレベルの管理はお願いしたいところであります。

市内の都市公園では33か所に藤棚があるそうです。箇所にもよるかもしれませんが、私が今季見た藤棚はチョロチョロっと短い藤の花が垂れ下がっている程度でありました。花芽が少ないようにも感じました。公園は通学団の集合場所にもなっておりまして、子どもたちにとっても、これが藤の花だよという認識になってしまうと情操教育上問題があるのではないかとも思います。現状、日除け効果があればいいという管理レベルでは、あまりにも寂しいと思います。専門業者に年3回の管理をお願いしているということなので、いま一度、審美的な観点も重視した剪定をオーダーしていただきたいし、咲いている状態を管理者側でもチェックして、その都度対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課、鈴木です。

限られた回数 of 剪定作業ではありますが、今後は委託業者に対し作業を行う際、審美的な観点にも配慮しつつ、維持管理を行っていただけるようお願いしてまいります。

また、各藤棚を確認したところ、1つのパーゴラに対し藤棚が複数本設置してある箇所や1本だけ設置してある箇所など様々でした。環境により生育状況は異なりますが、あまり藤棚の本数が多いと鬱蒼としてしまいます。

一方、本数が少ないと木漏れ日が差す程度となり、花も見やすくなると思われまますので、造園業者と相談し、審美上、最適な維持管理を心がけてまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）



高橋です。

私もいろいろ専門家に相談したり調べたりしましたが、3回の剪定であれば十分咲かせられると思いますので、今から花が終わったところからが大切だそうですが、しっかりと剪定のチェックをしていただいて、来年こそは市内で満開の藤が見られることを心から期待したいと思います。

では、続けて、関連の質問をさせていただきますけども、藤を支える支柱の塗装が錆びていて、ボロボロになってるところも多くありました。これも併せて塗り直しができるのか、やり直しが必要なのか、対応していただきたいと思いますが、また、藤の種類が何なのかということが、子どもたちが利用する公園ですので、名札ぐらいついてるといいなと思いました。これは藤だけに限らず、あらゆる公園の樹木に教育という意識も併せて対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

支柱の修繕につきましては、過去に錆の除去や天井部分の取替え等を行った実績がございます。経年劣化等で一定の劣化が見られた場合は必要な修繕を行ってまいります。

なお、公園の樹木等への銘板の設置につきましては、現状、大規模な公園の樹木等に銘板を設置している箇所がございますが、その他、市内ほとんどの小規模な街区公園においては銘板を設置しておりません。あらゆる公園の樹木に銘板を設置するという予定ではございませんが、引き続き、必要性や設置の効果を考慮し調査・研究してまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

今回、私も、市内数か所の藤棚をチェックをさせていただきましたけれども、計画的に修繕されている遊具に比べると藤棚の支柱やベンチの劣化も激しいので、再確認をお願いしたいと思います。藤棚は日陰となり市民の憩いの場であり、癒しの大切な空間でありますから、それにふさわしい空間を保持していただきたいと思います。

その一方で、藤の魅力は、人を集め、観光の力にもなると思います。都市計画課の管轄ではあ

りませんが、清洲公園の藤棚は、かつて池の真ん中であって観光の一翼を担っていたとも伺いました。都市公園においても、規模の大きい藤棚は観光の一助になる可能性を持っていると感じました。これを生かさない手はないと思います。最後になりますけども、今後、愛知県が新川西部浄化センター緑地に藤棚を整備するという話も伺っておりますので、令和の時代に整備される藤棚がどんなものなのか大変期待をしたいと思いますし、地域のマンパワーも活用しながら、地域の貴重な緑であり、空間であり、観光資源を大切に、さらに魅力を高めていく取組をお願いして、この質問は終わります。

次の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に3の①の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。3の①の質問についてお答えいたします。

がん予防に関する知識の情報発信としては、毎年、一般市民を対象とした講座や教室等において、がんを含めた生活習慣病予防に関する健康教育を実施し、桜まつり等のイベントでは、乳がん自己検診法について正しい知識の啓発を推進しています。

また、本市の部位別がん死亡率では、男性の第1位、女性の第2位が気管・気管支及び肺がんとなっており、健康日本21清須計画では、「たばこの影響を理解しよう」を重点ポイントの1つとして、がん予防を含めた喫煙率の低下等を指標とした取組にも努めています。

そのほか児童等へのがん予防に対する情報発信では、中学1年生女子にヒトパピローマウイルスワクチン接種のお知らせを個別通知する際は、子宮頸がん予防についての知識の普及活動を同時実施しています。

また、本年度は学校を通じて、小学5・6年生と中学生へがん予防の啓発チラシの配布を実施いたしました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

諸々ですね、実際のイベント等での目に見える啓発活動について御紹介をいただきました。全て私でも把握できるぐらい、目に見える地に足の着いた活動をされているということはたのもし

く思っております。コロナ禍ではイベント自粛で限られていたかとは考えますけども、アフターコロナの時代は、こうした様々な機会を捉えて、フェイス・トゥ・フェイスの知識啓発活動を今まで以上の規模や回数で展開していただきたいと思います。それに加え、広報、ホームページ、LINEなど各種メディアを駆使しながら情報発信を充実していただきたいと思います。そのためにも、いつ、誰に、どんな知識をどのようにどんなスケールで情報を届けていくのが大切だと考えますけども、具体的な目標や伝える知識、アプローチの方法などお考えがありましたらお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

がん予防の啓発につきましては、全ての市民の方に普及する必要があると考えております。各種保健事業や公共施設へのポスターの掲示、パンフレット等の配置や広報、ホームページ等、あらゆる機会でのアプローチの方を実施しております。

本年度につきましては、小中学校を通じて3千名以上の子どもたちへがん予防のチラシを配布することで知識の普及また御家族等、がん予防やがん検診受診についてきっかけづくりとなるということでチラシの配布のほうをさせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

検診の啓発について、小中学生やその保護者向けのチラシ配布を積極的に行っていたらいい。私も子どもがいますので、すぐ分かりました。すばらしい取組だなと思いました。

小中学生で今3千名と言われましたけど、多くの方にこれが伝わっているということで、そういった活動をこれからもやっていただきたいと思います。

併せてですね、がん予防に関する知識、科学的根拠に基づいた分かりやすいパンフレット等を活用して、繰り返し普及していただきたいと思いますけども、本日、議員の皆様のお手元にも配付させていただきましたけども、がんを防ぐための新12か条ということで、公益財団法人がん研究振興財団が発行している冊子がありまして、この12か条は日本人を対象とした疫学調査などの科学的な研究で明らかにされた確かな証拠を元に構成されているそうです。シンプル

で大変分かりやすいので、ぜひ多くの市民の皆様の目に触れるような啓発をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、第1条では、たばこは吸わない。第2条、他人のたばこの煙を避けると、喫煙及び受動喫煙ががん予防の筆頭に掲げられております。本市も喫煙率の低下に重点的に取り組まれていることと存じますので、喫煙及び受動喫煙が、がんの最大のリスク因子であるということを繰り返し啓発していただくことを要望させていただきます。

続いて、もう1つ違う視点からお尋ねをします。

がん予防に関して拠点病院との連携、がん相談支援センターとの連携をどのように展開していく考えがあるのか、最後に伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

拠点病院の医師が講師となる研修のほうに現在積極的に参加させていただいておりまして、がん予防や有効ながん検診の在り方を学び、検診の体制整備に生かしています。

また、がん患者さんなど、必要な方につきましては、がん相談支援センターの方を御案内しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

名古屋尾張中部医療圏には厚生労働大臣指定のがん診療連携拠点病院が8つあります。近くですと第1日赤であるとか、西部医療であるとか、がんセンターであるとか、8つあるんですけども、ぜひ、市と連携を深めていただいて、最新の知見や情報を共有しながら、高度ながん予防施策が講じられることを御期待申し上げ、次の質問の答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に3の②の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

3の②の質問についてお答えいたします。

がん検診の受診率向上のための啓発活動としては、広報、ホームページ、市公式LINE、キヨスマ等での受診勧奨、また各種保健事業、イベント等においても、がん検診啓発チラシの配布を実施しています。

本年度においては、従前の啓発に加え9月に国民健康保険加入者の35歳の女性には子宮頸がん検診、50歳の方にはがん検診の受診勧奨への個別通知を実施するなど、受診率向上に努めてまいります。

また、市内医療機関にはポスター掲示を依頼することで、がん検診の受診勧奨の御協力もいただいております。

引き続き、市民ががん検診を受診しやすいよう、医療機関と連携を図りながら個別がん検診の体制整備を推進してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

コロナ禍でどのくらい検診率は低下したのか。国や県内近隣市町と比較してどうであったのか教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

コロナ禍以前の令和元年度は、ほとんどのがん検診の受診率は国や県の平均よりも高い状況でしたが、コロナ禍の令和2年度は、胃がん、大腸がん、肺がんの集団検診を中止し、令和3年・4年度は、密を避けるために定員を縮小して集団検診のほうを実施しました。個別がん検診のほうを御案内させていただきましたが、そのため県の受診率よりも低くなっております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

コロナ禍において、今では平均より高かったのが低くなってしまったということなんですけど

も、国や県より受診率が低くなってしまったということは、どう考えていらっしゃるでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

本市におきましては、保健センターで実施する集団検診が定着をしております、集団健診を中止し、また縮小したことによって受診率が大きく低下したと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

低くなった割合はどれぐらいなのでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

検診内容によりますけれども、1割から3割ほど低くなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

1割から3割ということで、大きく下がったのかなと思いますけど、これは我が市が集団検診に依存しているという特徴が現れてしまったのかなと思います。その体質がウィークポイントになったということだと思います。

今後、保健センターは一元化という方向を打ち出されておりますけれども、先ほど答弁にあったように、個別がん検診の体制をさらに充実していかなければならないと思いますけれども、そのための方策が課題だと思います。

1つ目は、大きな要因である費用の問題があると思いますけれども、本市では個別検診の自己負担金が名古屋市と比較しても高いのが現状であります。例えば、胃がん検診ですと、内視鏡検査が本市では4千200円かかるのところ、名古屋市民は500円で済みます。したがって、個別検診を高めていくためには、名古屋市のようにワンコイン健診や、あるいは検診の無償化など

を導入して自己負担金を低く抑えていくのも一つの方法であると思いますけども。この点についてどのようにお考えがあるのかお尋ねいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

本市におきましては、集団検診に比べて確かに個別検診の自己負担金が高い状況にあります。自己負担金の設定につきましては市町村によって差がありますので、今後、近隣市町の負担金の設定や受診率を調査し研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

これは大きな予算もかかる問題なので、命を守るためにも前向きな検討を重ねていただきたいと思います。

また、併せて、以前から申し上げておりますけども、女性がんに対応できる産婦人科であるとか乳腺外科の誘致を図り、市内で個別検診ができる体制をぜひ構築していただきますことを要望させていただきます。

最後に大切な点をお伺いします。

検診の必要性、検診の意義について、ここで、市民の皆様方にも分かりやすいようにぜひメッセージをお伝えいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

がん検診の対象者は、症状がない健康な方で、もしがんがあっても早期がんであることがほとんどです。検診は1回受けて終わりではなく定期的に受けることが重要で、早期がんを見つけて、がんが亡くなるリスクを確実に減らすことができますと思います。今後も市民の皆様方に啓発のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

16番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

市民の皆様の命と健康を守るために、心を寄り添わせて真摯に真っすぐに取り組を進められます健康推進課の皆様の御活躍をこれからも御期待申し上げ、質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

御無礼します。浅井泰三です。議長のお許しの下、私からは、安全で安心なまちづくりについて一般質問させていただきます。

題記には、まちづくりの根幹として、これまで様々な問題に対して一般質問をしまいいました。とりわけ、空き家対策やごみ屋敷問題など、安全で安心なまちづくりをうたう以上、これまでもこの問題に対峙してまいりましたが、ここに来て看過できない事態に陥っていると危惧するものでございます。

本市の実態も1つかと思いますが、業を煮やし環境省も乗り出し、実態調査と対策に乗り出したということですが、本市でもごみ屋敷としての認識は1件で、予備軍もあるということでしたが、その予備軍が当局の御努力にもかかわらず一向に解決していないように見受けられます。

ごみ屋敷とは異なり道路脇の私有地にごみが散乱している箇所があり、須ヶ口駅から桃栄小学校に向かうメイン道路の脇に発生しているものです。朝夕の通勤・通学、向かい側の歩道は子どもたちの通学路で、中学生は両側の歩道を通学・帰宅路にもなっております。

そこで、環境悪化、安全・安心のための対策をお伺いいたします。

①近隣住民も含めた実態把握について。これは使用者と土地使用者も含めた中での実態でございます。

②これまでの土地使用者とのトラブルの対策について

③周りの環境整備ということで、歩道の整備や街路樹の見直しなど、環境の見直しについてでございます。



④この問題を根本的な解決に向けた施策、法的なことも含んでの実施についてお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村でございます。それでは①の質問についてお答えさせていただきます。

近隣住民からの相談内容により現地確認の上、土地所有者宛てに私有地の適正な維持管理についてというお願い文書を写真つきで送付させていただいております。令和4年度は104件送付させていただいております。内訳は、雑草の繁茂76件、樹木の越境27件、ごみの散乱1件でございました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

私有地の適正な管理について104件ですね。このうち改善できた件数は何件ありますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

改善ができました件数につきましては、雑草の繁茂で35件、46.1%になります。樹木の越境につきましては13件、48.1%になります。ごみの散乱につきましては、残念ながら0件でございました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

約半数が改善できたと、こういうことですが、できなかった私有地は何が原因だと思いますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

当事者が亡くなられておったり相続がなされていないというような所有者が不明な場所がたくさ

んあるということで、そういったところが未改善の理由になるかと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

まさにその物件だと思うんですけどね、未改善。所有者が不明。ごみの散乱の意見というのは、冒頭、質問にあった須ヶ口駅周辺の歩道脇の私有地にごみが散乱している箇所ですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

その場所では違っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そうするとね、昨年12月に私、質問のあったときに答弁いただいたごみ屋敷のことですか。この件のことですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

そのとおりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ごみ屋敷の対応状況はどのように行ってるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

なかなか当事者に会うことができないということでございまして、改善をしていただくように

文書を何度か送付させていただいているというような状況でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

所有者本人が抱える根本的な原因でもあると思いますけど、安全安心な清須市を目指すために、引き続き、1件でも改善できるよう粘り強く指導をお願いしたいと思いますが、そうした実績も踏まえて、今、2番お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村でございます。②の質問についてお答えさせていただきます。

散乱するごみ等の撤去につきましては、本来、土地所有者または建物の占有者が管理するものであり、現地を確認して、ごみの散乱、堆積放置が認められる場合は土地所有者または建物の占有者を調べて撤去、あるいは処理を依頼しているところでございます。

所有者宛てに送付した方の中で使用者に送付してほしいと所有者から連絡がありまして、使用者を教えていただけたものに関しましては、使用者に改善の文書を送付しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

繰り返しになるかと思いますが、空き地などに草の繁茂や樹木の越境で近隣に迷惑かけ、これによって不法投棄や害虫の発生など、こういう民有地の管理はあくまでも所有者がしなければなりません、こういうことですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条で、「土地または建物の占有者は、その占有または管理する土地、あるいは建物の清潔を保つように努めなければならない」と定められております。このため所有者または占有者が管理をしなければならないということになります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

須ヶ口駅前の周辺、所有者または占有者と思われるものが置かれてるとこなんすけども、この実態について把握していますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

そのようなところがあるということは認識はしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

これは駅前だから通勤・通学路、そして前段で申し上げたように小学校通学路でもあるわけですね。そういった目に余る物件に対して、物件というのか、物というのか、ごみというのか分かりませんが、そういったものの片づけも所有者が行わなければならないわけですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

そのとおりになります。所有者などがごみではないと主張された場合には、なかなか改善につながっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そうするとね、テレビでもよくやってるけども、万人がほとんどの100%に近い方がごみだと認識していても、所有者がごみでないと言ったら、手の届くところにあっても片づけや処分ができないわけですか。どうですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

他人の方から見て明らかにごみであっても、当事者の敷地内にあるものは所有物になりますので、本人に片づけや処分等をしていただくこととなります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

先日もボランティアの方が、駅周辺でたばこの吸殻やごみの片づけをずっとやってたんですよ。いっぱい散乱しているものですから、そこを片づけようとしたものですからね、私はたまたま、そこはちょっとやめてくれと。取っていくと泥棒だと言われてトラブルになるのでやめてくれと、こういうふうをお願いをして難を逃れたというのか、そこだけ片づけられなかったわけなんですよ。そのボランティアの方々はやっぱり不思議に思うわけよ。ここではいろいろトラブルがあったと目にしたり聞いとるんですけども、トラブルにあった事例というのは認識しておられますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

道路上で一般車両の通行に支障が生じたことだとか、火災があったというようなことは認識しております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そのことに対して、通行の妨げだとか火災まで起こしたと。当局として何か対応されておるんですか。いかがですか。道路のはみ出しとか何とかいうのは。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

道路に車両がはみ出していたことについて口頭注意を行いました。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

注意した結果はちゃんとしてくれました。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

そのときには少し車両を下げていただいて、はみ出てないようにはしていただいたんですけど、また、どうしても同じようなことが繰り返されると思いますので、またそこは現地を確認したいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今日の朝、確認してからここへ来たわね、僕。やっぱりはみ出とるわ。車が通れないわ。また早急に注意をお願いしたいと思います、実際に車が通れないから。

また、土木課長には、また注意をお願いしたいということで、もう1つ、火災まで発生しておるんだわね。隣の人は腰を抜かさんばかりに驚くわけですよ。住宅に火が移って大変なことだね。火災に対してはどうお考えなんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

丹羽危機管理部長。

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

こちらにつきましては約1年前に発生した車両火災のことだと思っておりますけども、本人が車内で

カセットコンロでお湯を沸かしていたというのが原因でありました。たまたま通行人の方が街頭消火器を使って初期消火をして大火には至らなかったんですけども、浅井議員が言われますように、こういったことがなければ隣接地にある建物にも延焼するという可能性もございました。消防署の方から本人の方には、車両の中で火器を使うようなことは厳重に注意するといったことで注意をされたと聞いております。本人も深く反省したと聞いております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そのときに部長は立ち会わなかったの。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

私も、車両火災の通報がございまして、担当者と一緒に現地にまいりまして確認をいたしました。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

丹羽部長ね、あの状況下を部長が見られてどう思われたか知らんけどもね、見解でいいんですけど、あの状況を見て、二度と過ちを起こさんという、それくらいの自信ありますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

自分が車両に実際寝泊まりしていたものですので、自分の身の危険を感じたというところから、やはりまず自分の命をという観点から、二度とやらないと信じたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

僕は信じれんね、部長、お言葉ですけど。申し訳ないけども、大変ですけど、小まめに観察してね、それくらいの干渉していかなきゃ、車で寝泊まりしとるのは間違いないからね、そこでガスコンロなのかヒーターなのか何か知らんけども、たばこの吸殻ね、実際お湯も沸かしとるわけよ。そういう日常を見とると、部長にも反省して二度と起こさんと言ったのかもしれないけども、実際のところは甘いと思いますよ。その後1回も見に行っていないでしょう。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理部長（丹羽 久登君）

今の火災の分野だとか、防犯の分野だとか、あるいは生活に対します福祉の分野だとか、そういった様々なことに対して携わる話だと思います。車両の火災もさることながら、そういったいろんな場面において、市全体が情報の共有は職員全部知っておりますので、適切な時期にそういった監視体制を強化したいと感じております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

私もそのことを後から申し上げようと思ったんですけど、危機管理部長がそうやっておっしゃっていただければ、ぜひ、そのことを後ほどまた確認したいと思います。あまり言っても堂々巡りなもんで。分かりました。

万事がこの調子なもんですから、そのこの使用者に文句を言わせないようにするためには、私はこの場所の周りも使用者に文句を言われぬような環境整備が必要だと思うんですよね。

③番にお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に③の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。③の質問についてお答えします。

この市道については、令和3年3月末に愛知県から移管された道路になります。歩道には点字ブロックが設置されていて、北側の歩道は桃栄小学校の通学路に指定されています。歩道についても車道と同様に道路パトロールを行っており、舗装の段差や点字ブロックの破損等があれば修



繕をします。また、植樹帯については、定期的に適正な管理をしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

植樹帯は年に数回、枝を落したりいろいろやってもらっています。また、令和3年に県道から市道に移ったばかりでね、厄介なものを背負いこんだなという感じがしないでもないんですけど、ここは桃栄小学校の通学路になってる。このことについて中学生も朝晩通るわけですよ。保護者の方から、何かこのことについて学校に苦情やらいろいろ入ってないですか。部長、どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。石黒教育部長。

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

この箇所につきまして特にトラブルが起こっているというような意見は聞いておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、私は、近所の人も含めて保護者からね。一体どうなってるのやと。安全・安心を訴えながら、僕はね、使用者の方が何か危害を加えるとか、そんなこと言ってるわけやないですよ。このことが本人に漏れ伝えていけば、何だと、何言つとると言われかねないですよ。そういうことじゃなくて、私はやっぱり地域住民が安全で安心にね、子どもたちも、そういった環境の下で、子どもたちの情操教育上もよくないですよ。子どもたちも、あそこは何だろう、ごみ屋敷だとか言つとるわけですよ。父兄の方は部長には言いにくいかも知れんけど、私には言ってくるわけですよ。学校に対してね、担任の先生や校長先生になかなか言いづらいかもしれない。僕はその辺通るもんですから言いやすいのかも知れませんが、しかし、今、部長、何ら聞いてないということなんです、実態をよく調べていただきたいと思うんですよ。

実際、子どもたちもそういう噂話というか、「あそこの前を通るとき気をつけなさいよ」とか

家族の人から言われたり、子どもたち同士が、「あそこ何だろうね」と。実際はあその前からいろいろ施設のスクールバスや水泳教室とか、いろんなバスの発着場所だったんですけど、その場所も移動したわけなんですよね。これは紛れもなくそのことが原因なんですよ。そういう実態があるかどうか、おおっぴらにやるといろいろ問題があろうかと思えますけども、それとなくまた聞いておいてくださいよ。これはお願いします。

ぜひね、あれだけ話題になつとるところが学校が何ら聞いてないということでは、私は心もとないと思うんですよ。現実をもっと直視していただきたい。

その住民というのか使用者に、冒頭、いろいろ文句言われたくないから、この周りの環境をよくしたいということを申し上げたんですけども、植樹帯の下の空地进行をきれいにしてあるところとか、アスファルトやコンクリートで埋めたらどうか。

また、近隣の住民がきれいに植樹したり、いろいろやっておられるわけですけども、課長、この植樹帯や何かを含めてね、ブロックの外れとるところもあるし、ぜひ、環境整備して、この使用者というか住民というか、これに文句言わせないようにせないかんと思うの。ここだけ一所懸命きれいにしたがやと。おまえもちょっとはきれいにせよと、それぐらいのことをしたいと思うが、いかがですかね、その辺の植樹帯について。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

今、議員のおっしゃる植樹帯の在り方については、地域住民の声も聞いて、改めて低木を植えるだとか、植樹帯を小さくするなど、適切な改修を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、やっぱり植樹帯をね、名古屋市駅前じゃないけどもね、勝手にキュウリを植えたとか、トマトを植えて叱られたという話があるんだけど、ある程度、住民の方に前もって前をきれいにしていただけるんなら、そんな言い方はいかんですけどね、いつも管理していただいているんで、占有許可というかね、そういうものを積極的に市からお願いしたほうがいいと思うんで

すよね。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

今、議員のおっしゃる植樹帯のところにつきましても、花壇としてそういったことをしっかり手入れしていただいているところは許可してるところもありますので、そういったところが少しでも増えるようなことも考えていきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

許可についてはね、あれに文句言われんようにやっぱりやっぴやっぴやっぴいかないかんわね。市が積極的に許可をしていただく。

それで、もう1つはね、あそこの歩道に黄色い点字ブロックがやっぴやっぴやっぴあるわね。あれがところどころ欠けとるわけですよ。ときたまやっぴ杖をついた方が歩いてみえる。ブロックが欠けとるのもさることながら、あの歩道は20年ぐらいたつとると思うんだけど、あれ以来一度も歩道は整備されとらん。車椅子の車輪や乳母車の車輪で小さいもんでね、それと手押し車とか、危なくてあんなどこ歩けんという評判なんだがね、使用者にも言われたことがある。こんなガタガタ通りをみんな我慢して歩いとると。ときたま乳母車や何かも車道を歩いてみえるんですよ。使用者から文句言われんように、ぜひ早急に改善していただきたいんだけど、どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

現場をすぐ確認させていただきまして、早期に修繕するようにいたします。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

すぐって何、すぐ予算をつけてやってくれるということですか。例えば、半年以内とか、

3か月以内とか、何か月ということはあれかもしれんけど、早期にといたら僕は1か月後ぐらいと思っちゃうんだけど、どうなんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

全体的な修繕は予算の関係もありまして難しいと思いますので、部分的に今の点字ブロックが破損しているだとか、歩道の舗装のひどいところ、そういったところを早急に修繕をと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、気をつけていただきたいのは、今もところどころ新しく歩道に乗り上げるために路面を整備してあるところがあるけど、それとのすき間がまたわだちを生んだるわけなんですよ。だから、付け焼き刃的なら一気にやって、膏薬を貼るような修繕方法はやめていただきたい。ただ、ブロックだけは別物なもので、ブロックだけ早く処理していただくのはいいかとは思いますが。

先ほど申し上げたように、とにかく文句言われんようにね、もちろん今言ったことがね、使用者のためにこの環境整備をよくする、そのこともね、これだけやれば彼も、やっぱり市も一生懸命やっとなんだなとほだされるかもしれんね。そのこともぜひ考慮いただいて、解決に向けた④をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、④の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課、松村です。④の質問にお答えさせていただきます。

基本的には、現地確認、地区への回覧・看板等の啓発、当事者との対話を通じて片づけをしてもらうように依頼をしております。その依頼は相手の任意の協力によって実現されるものであります。このため市が依頼を行った場合でも、所有者等の様々な事情によって早期の対応が難しい場合があったり、まして市が強制的に片づけ等を行うことは困難でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

様々な事情はあるかもしれない。改善への進捗が1年、2年になるわけやね。お互いの言い分じゃなくて、こちらの言い分が通るように方法を考えていかなきゃ改善の進捗は進まないように思うんです。

課長、市がもっと具体的に何が問題なのか、何が課題となっておるんですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

どうしても個人の所有物でありまして、迷惑になってるからということで、環境上、衛生が好ましくないからといって、市が個人の敷地内の所有物を片づけることはなかなかできません。どうしても所有者等の当事者に片づけをしてもらうこととなりますので、このため当事者にごみとしての理解や同意が得られないというところが課題かなと思っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

前と同じ答えだわね。あくまでごみとしての片づけは、本人は財産だと、俺の所有物を何だと思ってる、こういうことだと思ってるんですけども、この片づけはあくまでも所有者が実施しなければならないという答弁でしたけども、土地の所有者、今、使ってみえる方が土地の所有者とは、私が調べた範囲ではそうでなくて、使用者だと聞いたわけですよ。この土地の所有者を把握してみえます。どうなんですか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

これまでのところ把握はしておりません。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

それを調べてくださいよ。どうですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

現状等を調査させていただきまして、環境衛生の改善に応じて必要があれば助言だとか指導するために所有者等を調べたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、土地の所有者にも、ぜひそのことをおっしゃっていただいて、何とか改善していかなければならないと思うんですよね。

僕、時間の配分、あと5分しかないですかね。

先ほどいみじくも丹羽部長がおっしゃったように、これは教育部長は知らない。危機管理部長は全庁的にやっぱりやっていかないかと、こういう力強いお言葉もいただいてね、土木課長も松村課長も、それぞれ部長とは相談してみえると思うんだけど、僕は前にも、全庁的に、横断的にやらないかと。福祉部局や防犯部局なども含めてね、行政で手に負えなかったら警察、消防署。消防署だって立入調査というか、危ないところは調査できると思うんだわね。本人は来てもらってもへっちゃらかもしれんですけど、根気よく注意をすることも大事だと思うんだわ。それは土木部長も石田部長もみんな認識してみえると思うんだわ。この件でやっぱり清洲駅前、別に僕の町内だから言うわけやないですよ。須ヶ口の駅前というのは気を使うじゃない。駅前のメイン道路である限りは、やはりそういうものに真剣に取り組んでいかなきゃ、市は一体何やっつとるんだと、いつまでもほっといて、正直2年たつんですよね。

この間いろいろ名古屋市ボランティアとか、ああいうシェルターの関係の方とか、いろんな方が見えとるんですよね。これはやっぱりね、失礼だけど、精神的や身体的や経済的や、ひょっとしたら病気かもしれん。そういうことも含めて、僕は根気よく全庁的にこの方に対応していかないかと思うんだわ。

先進地の例もありますけど、テレビでよくごみ屋敷の問題もやってますが、後時間ないですけど、いろいろ調べたら、やっぱり特異的な条例をつくったりして特別に何とか対処しようという視点がいろいろあるわけですよ。ぜひそのことも考えていただきたいということで、今回、副市長は何回も答弁に立ってみえるけど、私の付き合いだと思って、ぜひ、見解を申し上げていただきたいと思うんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

議員が心配されるようにですね、ごみ処理問題は本当に、今、全国的にも処理しようがないところがあって、これは国の法律的にこうした措置を取らなくちゃいけないということが決まっていなくて、自治体の条例で定めたりっていうところも出てきてるということで、実際に措置される場所も強制執行だとかっていう形でやられとるんですけども、そこに踏み込む自治体はですね、今のところそのテレビで放送されたところぐらいだけしかないんですね。ということで、実際には何がいけないのかっていうと、その方たちのモラルが足りないというところに、法的には抵触してないということになるので、あとはモラルに頼るしかないっていうところもあって、モラルに欠けとる方たちというのは、本当にもう我々も根気よく通ってお願いするしかないということで、全部局的にですね、足で通ってですね、文書出してですね、何とか協力を得ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

ここで、11時まで休憩といたします。

（ 時に午前10時43分 休憩 ）

（ 時に午前11時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。私は、2つの項目について質問させていただきます。

1つ目、下水道使用料の負担のあり方と減免についてであります。

新型コロナウイルス感染症と原油価格・物価高騰は、市民生活に多大な影響を及ぼしています。このようなときこそ自治体が防波堤となって市民の生命を守り、生活をしっかりと支えられるように支援対策の実施を進めていくことが求められます。

政府は物価高騰対策としてガソリンや電気・ガスに対して補助金を出しています。市民生活に密接に関わるライフラインとして、なくてはならない下水道においてもその支援が求められています。

そこで、本市における下水道の使用料の負担の在り方について、以下お伺いをいたします。

- ①一般家庭の使用量の割合について
- ②基本水量と基本使用料の在り方と実態について
- ③使用料における考え方について
- ④「公共の福祉の増進」において、新型コロナウイルス感染症防止と原油価格・物価高騰に係る新たな減免措置が必要と考えますが、減免等の支援についてのお考えはありますか。

2つ目、熱中症対策と冷房施設避難についてであります。

熱中症対策でこれからの時期、冷房の使用が欠かせません。しかし、電気代の高騰で家計への負担が増え、電気代の出費を考えて節電を意識せざるを得ない現実があります。地球温暖化に伴い熱中症による救急搬送者数や死亡者数は増え、8割以上が高齢者となっています。また、屋内死亡者の約9割がエアコンを使用していない、またはエアコンを所有していなかったという現状があります。

厳しい暑さによる熱中症対策を強化する改正気候変動適応法が成立しました。現行の警戒アラートの一段上の「特別警戒アラート」を新設し、自治体は事前に公共施設や民間施設を対象に冷房が効いた部屋を「クーリングシェルター（避暑施設）」として事前に指定し、「特別警戒アラート」が発表されれば一般開放することが求められます。運用開始を前に既に取組が進められている自治体も増えてきています。本市においては、「クーリングシェルター（避暑施設）」の確



保や普及啓発体制の強化など、どのように熱中症対策の推進を図っていくのか伺います。

以上、2つの項目について誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

上下水道課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。1の①の質問にお答えいたします。

一般家庭の使用量の割合は、令和4年度実績で約86%となります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一般家庭の使用の割合が86%ということで今お答えいただきました。それで具体的にお聞きしたいわけであります。

今日皆さんのお手元に資料を事前配付させていただきました。一般家庭の割合が86%であります。これは早見表であります。一番左の清須市というところで見ると、今日は使用料がゼロから40の部分だけをコピーさせていただきましたので、その部分での割合について、例えば20までは基本水量になっておりますので、20まではまずどれぐらいの割合で、それをさらに細かく10とかいうふうに分けてどれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

0から10までで14.3、11から20で16.3、21から30で19.2、31から40で18.2となります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これを足すと、例えば、ゼロから20で約31%ぐらいにあるわけですが、ここで全体の

30%以上がまさに小口の使用者であるということです。さらにこれを40まで伸ばすと、ここだけでも37. 幾つかある。そうすると、合わせるとほとんどの人が40以下に収まるということと理解してよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

以前の清須市の下水道中期経営戦略の中で言うて見えますが、小口使用者がほとんどだという理解をさせていただきました。それで、今回改めてこの表を見ていただきたいわけですが、名古屋市に水道を春日を除いて給水していただいておりますということで、そこに使用の徴収等もお願いしておりますわけですが、非常に小口使用者が多いということに対して、しかし20までは大体基本使用料でいくという設置になっておるわけですが、先般、私、いろいろ見ておりましたら、国立社会保障人口問題研究所が、世帯構成は単身世帯の割合が2040年には39%に高まっていく一方、夫婦と子どもで構成する世帯の割合が23%に下がる、こういう推計がされているわけですが、こういう表で今実際に使用されている人がこれだけの使用量だということを見てみて、清須市の実態をどういうふうにお感じになられるかまずお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

議員おっしゃるとおり、清須市の使用量の割合から見ますと、小口利用者がほとんどという状況となります。100を超える大口利用者に関しますと、1.5%とわずかな数字でございますので、広く全体的に下水道使用料を賄っていただかなければ下水道事業が成り立っていかないということになりますので、今回こういう形で、当初使用料の方を決めさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

実態を少しずつ見て改めていろいろお聞きしたいわけです。

2つ目のまず御回答をいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

2の質問にお答えいたします。

基本使用料は、汚水排出量に関係なく必要となる経費に対するもので、基本水量は2か月で20立方メートルでございます。基本使用料内の利用者は、先ほども申し上げましたが、全体の約31%であり、2か月で61立方メートル以上の利用者は全体の9%しかありません。排出量に関係なく、使用料を負担していただくことが必要であると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今、御回答いただいたわけけれども、改めて条例等は1か月ごとに書かれておるわけですが、見やすいように今日は資料に載せさせていただきました。

それで、基本使用料が20立方メートルまで2か月で2千860円という設定になっているわけでありまして。基本使用料というのは、今、言われた汚水量の排出量に関係なく必要となる経費であると。ここに31%の利用世帯が本市の場合は見えるわけですが、汚水の排出量に関係なく必要となる経費であるわけですが、見方を変えれば、使用水量が基本水量に満たない使用者もみえるということでもあります。この辺で、今、全国的にもいろいろ議論があるわけですが、不公平感を抱かせることにならないかという節水の努力も含めてですね、これが大きな課題でいろいろ議論がいろいろな自治体で巻き起こってるわけです。本市の場合はどのように課長さん思われますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

本市の下水道事業はまだ始まったばかりでございます。まだこれからですね、使用者数が増えていく段階でありますので、それに伴って使用量も増加していく傾向に現在はあると思っております。ただ、これ今他の自治体を見ますと、やはり物価高騰、人口減少の影響がございまして、使用量がどんどん減っているという自治体もございます。国に関しましては、その分を当然、使用量で賄ってほしいというようなことを申しているところもありますので、ただ、清須市はこれからまだどんどん整備していく段階でございますので、まずはどんどん下水に接続していただけるように広報等やっていって、使用量をのばしていくことがまずは第一だと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それは始まったばかりだというわけですがけれども、今そしたら全体のどれぐらいが本市では下水が面積的にあって、そのうち世帯は何%ぐらいあるのかお聞きします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

整備率につきましては、全体の25.8%でございます。

人口の普及率に関しましては32.5%になります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

全体では32.5%で、世帯のあれでは25.8%ということだと、4分の1だと思うわけでありまして。まだまだこれからつないでいかないかんわけですがけれども、始まったばかりと言いつつも、今、非常に物価高騰やいろんなところで高齢世帯の単身も増えてくる中で、そういう人たちの負担というのは、この表を見ていただくと、特に小口使用者の人たちが使っても使わなくても20までは全部一緒なんだという実態があるわけでありまして。この基本水量は公衆衛生上の観点や日常生活の上で最低限必要なナショナルミニマム、25条ですね、健康で文化的な生活を

送るための排出量を考慮しながら設定される、こう言われているわけですがけれども、その辺についてはどういうふうを考えてみえるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

後の質問でお答えさせていただこうかと思ったんですけれども、下水道事業で必要な費用を使用料で賄っているかどうかの指標である経費回収率がございます。これは基準が100%となりますけれども、現在、清須市においては100%を下回っておりまして、足りない分は一般会計からの補填で賄っている状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

3番、回答いただきたい。

議長（伊藤 嘉起君）

1の③の質問に対し、伊藤上水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

③の質問にお答えいたします。

本市の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなる二部制の料金体系を採用しております。汚水排出量に関わりなく固定的に必要とされる経費については基本使用料で賄うことが望ましいとされています。少量使用者であっても下水道設備を利用いただいていることから、設備の維持管理に係る費用を一定程度負担していただくことは必要であると考えております。広く全体的に下水道使用料を徴収する必要があるため、現在の下水道使用料と設定しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

さっきお答えいただいたわけですがけれども、経費の回収率でまだ足らん部分が一般会計から入るとるんだということではありますが、この間の収支計画を見ると、使用料体系においては、汚水

に係る経費は全て賄えられていると言われておって、3か年の平均において汚水処理原価と経費回収率の増減が清須市の経営戦略に影響を与えるような変化がないのかどうなのかという辺で一つずつ伺いたい。

まず、経費の回収率は今どれぐらいなのでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

経費回収率は92.2%でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そしたら、使用料単価と汚水処理単価ですね、公費負担分を除いた使用料単価と汚水処理単価を教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

汚水処理単価は162円、使用料単価150円でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今言われたわけでありまして。それで、使っても使わなくても、要するにこれだけは払ってほしいという基本料使用料っていうのがあるわけですけども、現状は単身世帯も増える中で、基本数量内である小口使用者の納める割合が多いわけでありまして。今、基本水量の縮小もしくは基本水量制の廃止の議論も先ほど言いましたけども、あちらこちらで出てきているわけでありまして。下水道法の20条2項には、使用量の量及び水質その他使用者の使用の対応に応じて妥当なものであること、それから2つ目に、特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをするものではない、こういうふうを示されておって、少量使用者間の公平性を確保していく、このことが必要ではないかという議論が今、大勢を占めてきているわけですけども、この辺についてはどういうふうにかえられているのか。

もちろん今日皆さんにお配りしたところで、名古屋市は福祉という観点でやられておるということは分かりますし、それから、つくったときの状況や大企業等が利用されておるとか、いろいろ背景はあるわけですがけれども、もう1つ、江南市もやられておって、いろいろ見直しもこの間されておるわけですがけれども、本市としてはこの少量使用者間の公平性を確保していくということについてはどういうふうに見られるかなということをお聞きしたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

何度も申し上げているとおり、現状、まだ事業が始まったばかりで、下水道使用料の割合ですね、これもまだ伸びている状況でございます。名古屋市とかはほとんど整備が済んでる状況で、今、名古屋市とかと状況を比べるのは難しいと思ひまして、まずは整備をどんどん増やしていく中で、面積を増やすばかりではなく、整備に関しましては効果があるようなところを狙って整備も進めていくようなことを今後考えていく必要もあるのではないかなと思っております。

今現時点では、基本使用料は全ての利用者の方に御負担していただいており、維持管理に必要な経費でこれだけは必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

確か江南市の資料をいただいたのは、たしかあそこはまだ4割ちょっとぐらいでなかったかなと思うわけですがけれども、今、何度も課長が言われましたけれども、本市は平成18年度に事業着手して平成24年度末に供用開始をしたわけでありまして。そして、令和元年度から令和20年度までの20年間の経営戦略の計画を立てて進めてきているわけでありまして。

その中においても、経営戦略は固定的なものではなく、経営の状況を確認し、随時見直しを行うものとする、こう述べられてもいますし、さらに早期概成の目標年次である令和7年度に全般的な見直しを行う、こういうことも示されていますが、この現状を見てどのように考えられているのか、令和7年度ということもこの時点ではうたわれておりますけれども、今、課長が何遍も述べられた答弁から変わりはないのか、それとも令和7年度には、見直しも含めてこういう小口使用者に対しては配慮した見直しを考えておるのか、計画はあるのか、その辺を再度お聞きした

いと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

経営戦略につきましては、当然、事業内容等のことがありますので、見直しは必要だと考えております。現在こちらの汚水処理単価経費回収率等、3年の平均を見て、経営戦略との乖離があれば当然見直していかないかんということになりますけれども、現時点でこちらの経費回収率等は経営戦略等とほとんど同一の金額、3年平均になっておりますので、そちらに関しては現状で今のところ進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今のところ現状で進めていきたいなということでありまして。しかし、最初冒頭も言われたように小口使用者が多いわけでありまして。それで2か月で20でありますから1か月で10。その他の自治体、江南市も見て、ほかの全国的な自治体も基本使用料のところをなくしていく自治体もありますし、皆さん、基本使用料の体系を10ではなくて5に変えとるんですよね。その辺については課長もつかんでみえると思うわけですが、実態に合ったものにされとるわけですが、その辺はこういう状況、今、非常に大変な状況があるわけですが、まさに下水道料金というのは経営もしていかないかんわけですが、現実も見ていかないかんということもあるわけですが、その辺はどういうふうにつかまれていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

一般の家庭の方の御負担もあるかと思っておりますけれども、物価高騰等の影響を受けるのは下水道事業も同じ状況でございます、こちらの事業もきちっと経営していかないかんということも含めまして考えていかないかんと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）



加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

最後に言っておきますけど、今、全体で25.8%と言われたわけですけども、高齢者のこれ、やはり高齢者の単身世帯もどんどん増えてきておって、つないでいく上で、特に小口使用者の配慮というのは、私、非常に重要になってくると思うんです。これはつないでもつなぐんでもいただくんだということを言われたんですけど、全体の流れとしては、やっぱり節水努力もされとるし、いろんな意味もあるもんですから、私はぜひですね、10ではなくて半分の5にすべきだということを言っておきます。

それで、4番お答えをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、伊藤下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

④の質問にお答えいたします。

先ほどから申し上げているとおり、下水道事業に必要な経費を使用料で賄っているかの指標である経営回収率が基準となる100%を下回っており、現状、一般会計からの補填で下水道事業を賄っている状況であります。以上のことを考えると、下水道使用料について減免措置を設けることにつきまして、現時点では考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

コロナ禍が続いておるわけですが、この間ですね、国土交通省や厚生労働省や総務省から、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響によって、経済的な影響を受けた利用者の支払い猶予措置を水道事業者や下水道の管理者に求める内容の通知が出されたわけでありまして。そして、その後、市民生活に与える影響の大きさから、特例制度として減免ということが出てきたわけでありまして。それはですね、公益上、その他特別の事情があると認めるときなどに当たるとして判断された自治体も幾つかあるわけでありまして。そして、現在はコロナ禍の影響が長期化していることに加えて原油価格や電気・ガス、こういうところを含む物価の高騰が非常にあって、さらなる影響を受けている市民生活を支援していく、こういうことに基づいて減免をされている自治体があ

るわけであります。

まさにですね、市民のライフラインとして、さらには公共的な事業として減免が行われているわけですが、市民生活の支援という一般行政施策目的によるものであったら減額に伴う下水道使用料は一般会計からも補填できるわけであります。さらにはその一部として地方創生臨時交付金が活用できるわけでありますけど、そういった面でのお考えというのは考えたことはないですか。やる、やらんじやなしに考えたことはないですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（伊藤 嘉規君）

現状の使用者数を考えますと、まだその段階ではないと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

コロナ禍の影響が長期化していることに加えてですね、電気・ガス料金を含む物価の高騰によりさらなる影響を受ける市民生活を支援していく、こういうことは私は必要だと思いますので、その上でも基本使用料は実態に合った見直しが必要であるということを私は訴えて、この質問を終わりたいと思います。

2つ目お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課舟橋でございます。2の質問にお答えをいたします。

本市における主な熱中症対策として、広報紙・ホームページ等による注意喚起、予防啓発、保育園・幼稚園での暑さ指数の測定を通じた運動や屋外活動の実施判断、小・中学校での日傘登校の推奨や風通しのよい体操服登校への切替えなどの取組を行っています。

また、高齢者の熱中症対策として、経済的な理由により自宅にエアコンが設置できない高齢者に対し購入費等の補助を令和4年度から実施しています。

しかしながら、本市の熱中症による救急搬送件数はここ数年増加傾向にあり、また、国におい

ても、熱中症対策を強化するため気候変動適応法の一部改正法が公布され、クーリングシェルター、指定暑熱避難施設の創設などが盛り込まれました。既に尾張地区の一部の自治体においては市内公共施設や協力店舗などを開放し、熱中症対策を実施しています。

本市におきましても、クーリングシェルターの創設について、先進自治体の取組を参考にしながら、まずは公共施設の調査をし、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろ御答弁いただきました。それで考えていくということでありましたけれども、この改正法の趣旨はですね、気候変動や温暖化で熱中症のリスクが高まって、死亡者数や健康被害を減らすために法律で位置づけ、取組を加速させていこうというものであります。熱中症は適切な対処を実施することで死亡や重症化を未然に防ぐことができる病気であります。今や全国で熱中症の死者、この数年を見ると平均で年間1千145人になっているわけであります。

そこで、お聞きするわけではありますが、消防庁も夏季における熱中症による緊急搬送人員の調査を行っているわけですが、清須市においては救急搬送の実態はどのような状況にあるのかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

西春日井広域事務組合から、清須市の熱中症による1年間の救急搬送実績を報告していただいております。これは実績として令和4年度、前年度の実績になりますけれども、全体で56件ございました。そのうち60歳以上の方が30件ということになっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

56のうち30が高齢者の方だということでありまして。やっぱり非常に高齢者の方多いわけで

あります。この調査をしている結果についてはですね、関係機関に情報提供することによって熱中症予防の普及啓発活動の推進に寄与するとして、今、消防庁が全国の県の消防に週ごとに速報値、月ごとに確定値を公表して消防との連絡を行っていくということをやっているわけですが、こういう情報のやり取りというのは、本市でいえば危機管理課が西春日井消防とやっていくということで理解してよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今後そのような形になってくると思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今回、法改正されて、国が自治体に熱中症対策を求める法的根拠ができたわけですが、警戒情報として発令される熱中症の警戒アラートの伝達ルートについても、危機管理課が最初に受けて、それを関係各部課に流していくという認識でよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

市の情報発信ツールを用いて対応するというにはなると思うんですけども、まだその枠組みを確定させていないので、確定なことは言えませんけれども、とりあえず危機管理課で受けて、ほかの課と供用してやるということは考えられることかと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

確定はしていないけど、そうなるんじゃないかということでもあります。

それで、法律が一応できて、来年度に向けていろいろな準備が行われておるわけでもあります。

先ほども言われたわけですが、令和3年、4年の熱中症警戒アラート、まさに熱中症警戒アラートというのは、この暑さへの気づきだと、それを呼びかける情報なんですけれども、この実績を見ると毎年80日ぐらいは発令されとるんですよね。それで、現在は国の熱中症対策は環境大臣が議長となって関係省庁が集まってつくられる行動計画に基づいて実施を既にされておるわけなんですけれども、法的に、今後、実行計画になる前の今の行動計画において本市はどのような対応が行われているのか、先ほど高齢者の世帯のエアコンの購入設置の補助だということは言われたんですが、その他何か行っておることがあったらお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。まず、高齢者部分に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

高齢者の熱中症対策といたしまして、先ほども議員のほうからお話があります厚生労働省、経済産業省、環境省が高齢者のための熱中症対策というチラシを作成しております。そのチラシの中には、エアコンを上手に使いましょうとか、小まめに水分を取りましょうなどの内容を記載されているものがあります。私どもとしましては、そのチラシを民生委員が一人暮らしのところの訪問をするときとか、介護予防講座であったりとか、介護予防のLINE等がありますので、そういうものを活用させていただきながら注意喚起の方をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

今のところ、今、部長が言われたように、こういう啓発のチラシを持って一人暮らしの高齢者等に啓発を行って取り組んでおるということであります。

それから、もう1点、先ほど言われた高齢者の世帯のエアコン購入設置についてもですね、当初、令和4年度ですか、10件の予算を組んだわけですが、令和5年度は減らされて8件になったわけですよね。実際にはまだまだ知らない方も多いかと思うし、今のところこれに関する問合せとかいうことはどんな実態があるんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

昨年度につきましては実際5件の利用がありまして、今年度につきましては、今のところ0件というところになっております。

私どもとしましては、今後ですけど、家電量販店等に、こういう政策があるということを知らせていただきながら、少しでも多くの方が利用できるような啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

まだまだこれね、知られてないことがあるかと思えますし、それから要件ですね、これが買い替えはいかんとか、故障修理は対象外だとかいろいろな条件があるわけです。今、家電量販店と言われたんですけれども、市内の事業者が販売・設置工事を行うものに限ると、やはり市内の業者も潤ってお金が流れていくような形にするということは私は大事だと思いますので、もっとその辺で使いやすいものに、それからもっとこれも宣伝していく必要があるんじゃないかと思えます。

こういったことをですね、やっぱり今、行動計画の中であるわけですが、いよいよこれが実行計画に法的根拠があって出てくるわけでありまして。重点対象分野に行動計画の中でも高齢者等の屋内における熱中症対策の強化が課題として挙げられているわけでありまして。これが非常に重要であるわけでありまして。

それで、特に年々気温が上昇している状況では、もはやエアコンなくして熱中症予防や健康を保持することができない、こういうことが行動計画にも言われています。高齢者に対してはより一層周知していかなければならない、こう言われます。しかし一方で、家計に占める電気代の割合が大きくなっているという、ここで新たな課題も出てきているわけでありまして。

国民生活調査などを見ても、高齢者は在宅時間が長くてエアコンの使用時間が長くなり、電力消費は多いということが調査結果でも表れているわけです。また、収入に占める電気代の割合に

おいてはですね、収入の低い人の10%の世帯は電気代が収入の約3.5%を占めている、こういう調査結果も出ているわけでありまして。そうすると、家庭の電気代が気になって節電をしていくという意識のあまり、エアコンの使用を我慢せざるを得ない人も出てきてしまうわけでありまして。

この猛暑から人命を守るための対策として、私はクーリングシェルター、避暑施設が求められると思うわけですが、この辺については当局として先ほど今後の検討ということでは言われたわけですが、来年から始まるわけですが、地方自治体に向けた熱中症特別警戒情報の運用指針やクーリングシェルター指定とか設置とか運営に関する手引も今年のうちにとんどん出てくるわけですが、冷房のある空調の備えがある施設をできれば今年から設定して開放することが私は近々の課題と思うわけですが、その辺についてはどういうふうにお考えかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

こちらのクーリングシェルターの創設ということにつきましては、今回の気候変動適応法の一部改正でもありましたけど、一番の柱であると思っております。先ほど答弁でも申し上げましたけれども、クーリングシェルターの創設について同様の取組を先進的に行っている自治体の取組も参考にしながら、まずは公共施設を調査しまして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

検討していきたいということなんで、今日、皆さんのところに熱中症対策実行行動計画案の国の方の考えも載せさせていただきました。せっかく施設もあるわけですので、そういったところを利用していくということが大事だと思います。遠くだとなかなか行けないということもあるかと思いますが、例えば、こういう警戒アラートが出たときには、大型ショッピングセンターとか図書館とかいろんなところがもうクーラーが効いてるわけですので、そういうところに行くための手立てをあしがるバスを使ってくださいとかですね、警戒アラートが出ておったら高齢者の人

は無料にしますからとかいうこともいろいろ考えていくということではできると思うわけであり  
ます。

最後に市長にお聞きしたいわけですが、私は、冷房を備えた施設への避難を促していく  
必要というのがあるわけで、人命を守るためにもすぐにやるべきだと思います。エアコンの利用  
をなくして熱中症予防や健康を保持することはできないことは国の方も何回も言ってるわけ  
ですが、特に高齢者に対しては、より一層周知する必要があると行動計画にもうたわれてお  
いて、本市もこういったチラシを持って歩いとるんだということをお先ほど言われました。そして、  
今度は法律が改正されて、今お配りした実行計画を進めていくにあたり市役所内での体制も整備  
して具体的な施策を推進していく、こういうことが求められているわけであり、これにつ  
いても危機管理課がやられるのかということも含めて、どういうふうにやっていくのかとい  
うことも考えていくわけですが、そのためにもですねクーリングシェルター、避暑施設の指定  
やエアコンのある施設の場の確保を行う。そして、熱中症弱者、特に高齢者の見守り、声  
かけなど、具体的な政策を進めていくということが非常に私は求められると思います。そ  
の上で、来年じゃなくて今年から私はやっていただきたいんですが、今時点での最前線の  
自治体の長である市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。永田市長。

市 長（永田 純夫君）

職員には、事務に支障がない限りどんどんやるようにというふうには伝えてありますので、  
やるはずですよ。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

市長の方から心強い言葉をいただきましたので、せっかくある施設だったら利用したいと思  
いますし、今年も気候変動の下で非常に暑い日が続いておりますので、ぜひやっていただくこ  
とをお願いして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（伊藤 嘉起君）



以上で、加藤議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は6月13日午前9時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

( 時に午前11時40分 散会 )